

財団法人相模原市みどりの協会寄附行為

目 次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
 - 第2章 資産、事業計画等（第5条～第13条）
 - 第3章 役員及び職員（第14条～第18条）
 - 第4章 顧問及び相談役（第19条）
 - 第5章 会員（第20条）
 - 第6章 理事会（第21条～第29条）
 - 第7章 評議員及び評議員会（第30条～第38条）
 - 第8章 寄附行為の変更及び解散（第39条～第40条）
 - 第9章 雑則（第41条）
- 附 則

第 1 章 総 則

（名 称）

第1条 この法人は、財団法人相模原市みどりの協会という。

（事務所）

第2条 この法人は、事務所を神奈川県相模原市麻溝台2,317番地の1に置く。

（目 的）

第3条 この法人は、市民の緑化意識を高め、市民総ぐるみによる都市緑化の推進を図るとともに、公園緑地の円滑な運営及び健全な利用の増進を図ることにより、みどり豊かなまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（事 業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 緑化意識の普及啓発に関する事業
- (2) 都市緑化の推進に関する事業
- (3) 機関紙その他印刷物の刊行
- (4) 講習会、講演会、展示会、その他催し物等の開催
- (5) 市街地の緑地及び緑地保全地区等の保全に関する事業

- (6) 公園施設等の受託事業
- (7) 公園緑地における自動販売機、売店等の経営
- (8) その他目的を達成するために必要な事業

第 2 章 資 産、事 業 計 画 等

(資産の構成)

第 5 条 この法人の資産は、次の掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第 6 条 資産は、基本財産及び運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の際基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の制限)

第 7 条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。

ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第 8 条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の議決を経て定める。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に替えて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第 9 条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第 10 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31

日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第11条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、その年度開始の日の前日までに理事会の承認を得なければならない。

2 これらを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第12条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業概要報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後2箇月以内に理事会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第13条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金の場合を除き、理事会において理事の3分の2以上の同意を得なければならない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類及び選任)

第14条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事長 1人

(2) 副理事長 1人

(3) 常務理事 1人

(4) 理事(理事長、副理事長及び常務理事を含む。) 10人以上15人以内

(5) 監事 2人

2 理事及び監事は、評議員会において選任する。

3 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選により定める。

4 理事及び監事は、これを兼ねることができない。

5 役員は、非常勤とすることができる。

(役員職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の常務を掌理する。

4 理事は、理事会を構成し、この法人の業務の執行を決定する。

5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠として選任された役員任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された役員任期は、現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会において、評議員の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(事務局)

第18条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等事務局に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

第4章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第19条 この法人に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、学識経験者のうちから理事長が委嘱する。

3 前項に定めるもののほか、顧問及び相談役に関し必要な事項は、理事の議決を経て理事長が定める。

第 5 章 会 員

(会 員)

第 20 条 この法人に、会員を置く。

- 2 会員は、この法人の目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会した個人又は団体とする。
- 3 会員についての必要な事項は理事会の議決を経て理事長が定める。

第 6 章 理 事 会

(理事会の構成)

第 21 条 理事会は、理事を持って構成する。

(理事会の権能)

第 22 条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関し、重要な事項を議決する。

(理事会の開催)

第 23 条 理事会は、理事長が必要と認めたとき、又は理事の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(理事会の招集)

第 24 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事会を招集する場合には、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日々の 7 日前までに文書をもって通知しなければならない。

(理事会の議長)

第 25 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第 26 条 理事会は、理事の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第 27 条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における書面表決)

第 28 条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

この場合において、前2条の規定の適用については、出席した理事とみなす。

- 2 理事長は、緊急を要する事項又は軽易な事項については、書面又は持ち回りの方法により全理事の賛否を求め、理事現在数の過半数の同意をもって理事会の議決に代えることができる。

(理事会の議事録)

第29条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 出席した理事の氏名（書面表決者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長のほか、出席した理事のうちからその理事会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第7章 評議員及び評議員会

(評議員)

第30条 この法人に、評議員を置く。

- 2 評議員は、理事会において選任し、その数は15人以上20人以内とする。
- 3 評議員は、理事又は監事を兼ねることができない。
- 4 第16条及び17条の規定は、評議員の任期又は解任について準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と、第17条中「評議員会」とあるのは「理事会」と、「評議員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

(評議員会の構成及び権能)

第31条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、この寄付行為に定めるもののほか、この法人の業務の執行に関する重要な事項につき理事長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議することができる。

(評議員会の開催)

第32条 評議員会は、理事長が必要と認めたとき、又は評議員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があつたときに開催する。

(評議員会の招集)

第33条 評議員会は、理事長が招集する。

2 評議員会を招集するには、評議員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日々の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(評議員会の議長)

第34条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員のうちから選任する。

(評議員会の定足数)

第35条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(評議員会の議決)

第36条 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会における書面表決等)

第37条 やむを得ない理由のため、評議員会に出席することができない評議員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の評議員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席した評議員とみなす。

2 理事長は、緊急を要する事項については、書面又は持ち回りの方法により全評議員の賛否を求め、評議員現在数の過半数の同意をもって評議員会の議決に代えることができる。

(評議員会の議事録)

第38条 第29条の規定は、評議員会の議事録に準用する。この場合において、同条中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と、「書面表決者」とあるのは「書面表決者及び表決委任者」と読み替えるものとする。

第8章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第39条 この寄附行為は、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第40条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認があったときは解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、理事の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認を得て、相模原市に寄附する。

第9章 雑 則

(委 任)

第41条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て定める。

附 則

1 この法人の設立当初の事業年度は、第10条の規定にかかわらず、設立許可のあったときから平成5年3月31日までとする。

2 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第11条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

3 この法人の設立当初の役員及び評議員は、第14条第2項及び第3項又は第30条第2項規定にかかわらず、別紙役員名簿及び評議員名簿のとおりとし、その任期は、第16条第1項又は第30条第4項の規定により準用する第16条第1項の規定にかかわらず、役員にあっては、平成7年3月31日まで、評議員にあっては、平成6年3月31日までとする。

附 則 (平成19年4月12日)

この寄附行為は、神奈川県知事の認可のあった日から施行する。

附 則 (平成20年1月4日)

この寄附行為は、神奈川県知事の認可のあった日から施行する。